

議案第 13 号

白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

白井市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、白井市行政組織の再編に伴い、条例の一部を改正するものです。

## 白井市行政組織条例の一部を改正する条例

白井市行政組織条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 政策推進部
- (2) 総務部

第1条第2項を削る。

第2条第1項第2号を削り、同項第1号エ中「行政改革」を「契約及び工事検査」に改め、同号オ中「秘書及び広聴」を「予算その他の財務」に改め、同号中カを削り、キをカとし、同号ク中「情報化の推進」を「税務」に改め、同号中クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 政策推進部

- ア 総合計画及び重要政策の調整に関すること。
- イ 統計調査に関すること。
- ウ 人口減少対策の総合調整に関すること。
- エ 秘書に関すること。
- オ 広聴及び広報に関すること。
- カ 企業等の立地促進に関すること。
- キ 新産業の創出に関すること。
- ク 公共交通に関すること。
- ケ 行政経営改革に関すること。
- コ 情報化の推進に関すること。

第2条第1項第6号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号資料

○白井市行政組織条例（平成15年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>政策推進部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <hr/> <p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策推進部</u></p> <p>ア <u>総合計画及び重要政策の調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>ウ <u>人口減少対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>エ <u>秘書に関すること。</u></p> <p>オ <u>広聴及び広報に関すること。</u></p> <p>カ <u>企業等の立地促進に関すること。</u></p> <p>キ <u>新産業の創出に関すること。</u></p> <p>ク <u>公共交通に関すること。</u></p> <p>ケ <u>行政経営改革に関すること。</u></p> <p>コ <u>情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>契約及び工事検査に関すること。</u></p> <p>オ <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <hr/> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>税務</u>に関すること。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <hr/> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>(2) <u>企画財政部</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><u>2 前項に掲げる部のほか、未来創造戦略室を置く。</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>行政改革</u>に関すること。</p> <p>オ <u>秘書及び広聴</u>に関すること。</p> <p>カ <u>しろいの魅力の発信に関すること。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>情報化の推進</u>に関すること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) <u>企画財政部</u></p> <p>ア <u>総合計画及び重要政策の調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>ウ <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <p>エ <u>契約及び工事検査に関すること。</u></p> <p>オ <u>税務に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

(6) 都市建設部

ア・イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(略)

(6) 都市建設部

ア・イ (略)

ウ 公共交通に関すること。

エ (略)

オ (略)

カ (略)

2 未来創造戦略室の事務分掌は、企業等の立地促進及び新産業の創出に関することとする。

(略)